

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律案	
担当部署	国土交通省総合政策局観光地域振興課	電話番号: 03-5253-8327 e-mail: g.PLB_KCS@mlit.go.jp
評価実施時期	平成20年1月28日	
規制の目的、内容及び必要性等	認定観光圏整備実施計画に基づく認定観光圏整備事業制度を創設し、当該制度の円滑な実施を図るため、認定観光圏案内所の名称制限、観光圏内限定旅行者代理業者に関する旅行業法の特例、認定観光圏整備事業者に対する報告徴収制度を創設することにより観光圏の整備による国内外からの観光旅客の来訪及び滞在の促進を通じた地域の活性化を図る。	
	法令の名称・関連条項とその内容	観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律案 第10条・第12条・第17条
想定される代替案	認定観光圏案内所に当該名称を用いることを義務付ける。 旅館業者に限らない観光圏内の事業者が行う旅行者代理業について、旅行業法の旅行者代理業の登録を受けたものとみなす。 報告徴収を法令に基づかない任意の措置として実施する。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	認定観光圏案内所でない案内所を運営する者には、その看板や標識を是正する負担が生じる。観光圏内限定旅行者代理業者以外の者は標識等を是正するため一定額の支出が必要となる。認定事業者は報告を求められた場合に事業の実施状況につき報告する負担が生じる。	認定観光圏案内所を運営する者で現在のところ認定観光圏案内所という名称を用いていない者は、標識等を必ず修正する必要が生じるため費用が増加する。 — 任意に報告徴収に応じた場合には、事業の実施状況につき報告する負担が生じる。
(行政費用)	認定観光圏案内所でないものが当該名称を用いていないかを把握し、指導等を行う費用が生じる。観光圏内限定旅行者代理業者でない者が観光圏限定旅行者代理業者のみが掲示すべきとされる標識等を掲示していないかを把握し、指導等を行う費用が生じる。認定事業者に認定事業の実施状況について報告を求め、当該報告を受領する費用が生じる。	認定観光圏案内所が当該名称を用いているか把握し、是正を行うための費用が増加する。 不適切な旅行業務を取り締まるための行政費用が増加する。 行政費用の増加はない。
(その他の社会的費用)	—	— 観光旅客が不適切なサービスを受けることで不利益が生じる可能性が高まる。 —
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	観光圏の全般にわたる案内ができる観光案内所とそれ以外の観光案内所の明確な区別を法的に担保し、観光圏に係る情報を入手しようとする観光旅客が安心して観光案内所を利用することができ、観光圏全般の魅力の低下を防ぐことができる。	認定を受けていないものが認定観光圏案内所を称するという状況を防ぐことで足りるため、本案と比較して便益に大きな差はない。
	魅力的な旅行商品が多く造成され、宿泊者及び旅館業者共にその便益は著しく増加する。また、こうした便益の増加は、観光圏全体の魅力の向上、活性化に繋がる。	連泊が促されるような効果がないことから、本案と比較して便益の増加は殆どない。
	認定事業の実施状況について国が確実に把握することができ、認定事業の確実な実施が図られ、観光圏における観光の魅力が増進する。	認定事業者が任意の報告徴収に応じない場合、認定事業の確実な実施を十分に図ることができない。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	観光案内所運営者及び行政に一定の費用が発生するものの、観光圏全般の魅力の低下を防ぐことができ、便益が費用を上回る。費用が少ない点で、本案の方が代替案より優れている。 観光圏内限定旅行者代理業者及び行政に一定の費用が発生するものの、本案によって得ることができる宿泊者に対するサービスの向上は、観光圏の活性化にとってはならないものであり、便益が費用を大きく上回る。費用が少ない点で、本案の方が代替案より優れている。 認定事業者及び行政に僅かに費用が発生するものの、本案によって得ることができる認定事業の確実な実施の担保という便益は観光圏における観光の魅力の増進のために必要不可欠なものであるため、便益が費用を大きく上回る。費用が少ない点で、本案の方が代替案より優れている。	
有識者の見解その他関連事項	観光立国推進基本法(平成18年法律第117号) 第12条 観光立国推進基本計画(平成19年6月29日閣議決定) 第3 1.(一)国際競争力の高い魅力ある観光地の形成 地方再生戦略(平成19年11月30日地域活性化統合本部会合了承) 第3 5 (3) ア地域資源を生かした観光資源開発・観光交流の促進	
レビューを行う時期又は条件	この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 平成25年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施。	
備考		